

第 2 2 号議案

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、施設の使用に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

東京都台東区体育施設条例（昭和50年3月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3（1）の部備考1中「及びトレーニング室」を「、トレーニング室及び更衣室」に改め、同表備考に次のように加える。

3 更衣室のみ使用する場合は、1人1回の使用を1単位とする。

別表第4（1）の部を次のように改める。

（1） 台東リバーサイドスポーツセンター体育館

施設名	区別 使用単位	貸し切りの場合					貸し切りでない場合	
		午前	午後	夜間1	夜間2	全日1		全日2
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午後6時～午後10時	午前9時～午後9時	午前9時～午後10時	1人1回
第1競技場		17,000円	23,000円	35,000円	46,600円	65,000円	70,400円	一般 250円 中学生以下 100円
第2競技場		7,000円	10,000円	13,000円	17,300円	28,000円	30,300円	
第1武道場		6,500円	9,500円	13,000円	17,300円	24,000円	26,000円	
第2武道場		6,500円	9,500円	13,000円	17,300円	24,000円	26,000円	
弓道場		5,000円	8,000円	10,000円	13,300円	20,000円	21,600円	
相撲場		1,200円	1,800円	2,400円	3,200円	5,400円	5,800円	
エアーステップ場		1,800円	2,400円	3,600円		6,800円		
卓球場								
トレーニング室								
第1会議室		1,200円	1,600円	1,700円	2,200円	4,500円	5,000円	
第2会議室		1,200円	1,600円	1,700円	2,200円	4,500円	5,000円	
第3会議室		1,200円	1,600円	1,700円	2,200円	4,500円	5,000円	
第1会議室及び第2会議室		2,200円	2,700円	3,100円	4,100円	8,000円	8,600円	

第2会議室 及び第3会 議室	2,200 円	2,700 円	3,100 円	4,100 円	8,000 円	8,600 円
第1会議 室、第2会 議室及び第 3会議室	3,300 円	4,000 円	4,600 円	6,100 円	11,900 円	12,800 円
更衣室						

## 備考

- 貸し切りでない場合の1回とは、午前9時から正午まで、午後零時30分から午後3時まで、午後3時30分から午後6時まで及び午後6時30分から午後10時までの各単位をいう。ただし、トレーニング室については、3時間以内を1回とする。
- 単位時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間未満の時間は、これを1時間とする。）を限り規定使用料の1時間当たりの額の2割増相当額とする。
- 貸し切りで第1競技場、第1武道場又は第2武道場の全面積の2分の1の面積を使用する場合の使用料は、規定使用料の5割相当額とする。

別表第4（2）の部中「15歳以上」を「一般」に、「14歳以下」を「中学生以下」に改める。

別表第4（5）の部中「15歳以上」を「一般」に、「14歳以下」を「中学生以下」に改める。

別表第4（6）の部中「15歳以上のチーム」を「団体（中学生以下の者を主体としたものを除く。）」に改める。

別表第4（7）の部中「15歳以上」を「一般」に、「14歳以下」を「中学生以下」に改める。

別表第4（10）の部中「15歳以上」を「一般」に、「14歳

以下」を「中学生以下」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。